１２３ページ～１２４ページ

１８　身体障害者等級表

視覚障害

級別

１級　視力の良い方の眼の視力（万国式試視力表によって測ったものをいい、屈折異常のある者については、矯正視力について測ったものをいう。以下同じ。）が0.01以下のもの

２級　１　視力の良い方の眼の視力が0.02以上0.03以下のもの

２　視力の良い方の眼の視力が0.04かつ他方の眼の視力が手動弁以下のもの

３　周辺視野角度（1/4しひょうによる。以下同じ。）の総和が左右眼それぞれ80度以下かつ両眼中心視野角度（1/2視ひょうによる。以下同じ。）が28度以下のもの

４　両眼開放視認点数が70点以下かつ両眼中心視野視認点数が20点以下のもの

３級　１　視力の良い方の眼の視力が0.04以上0.07以下のもの（２級の２に該当するものを除く。）

２　視力の良い方の眼の視力が0.08かつ他方の眼の視力が手動弁以下のもの

３　周辺視野角度の総和が左右眼それぞれ80度以下かつ両眼中心視野角度が56度以下のもの

４　両眼開放視認点数が70点以下かつ両眼中心視野視認点数が40点以下のもの

４級　１　視力の良い方の眼の視力が0.08以上0.1以下のもの（３級の２に該当するものを除く。）

２　周辺視野角度の総和が左右眼それぞれ80度以下のもの

３　両眼開放視認点数が70点以下のもの

５級　１　視力の良い方の眼の視力が0.2かつ他方の眼の視力が0.02以下のもの

２　両眼による視野の２分の１以上が欠けているもの

３　両眼中心視野角度が56度以下のもの

４　両眼開放視認点数が70点を超えかつ100点以下のもの

５　両眼中心視野視認点数が40点以下のもの

６級　視力の良い方の眼の視力が0.3以上0.6以下かつ他方の眼の視力が0.02以下のもの

聴覚又は平衡機能の障害

聴覚障害

級別

２級　両耳の聴力レベルがそれぞれ100デシベル以上のもの（両耳全ろう）

３級　両耳の聴力レベルが90デシベル以上のもの（じかいに接しなければ大声語を理解し得ないもの）

４級　１　両耳の聴力レベルが80デシベル以上のもの（じかいに接しなければ話声語を理解し得ないもの）

２　両耳による普通わせいの最良の語音明瞭度が50％以下のもの

６級　１　両耳の聴力レベルが70デシベル以上のもの（40㎝以上の距離で発声された会話語を理解し得ないもの）

２　一側耳の聴力レベルが90デシベル以上、他そく耳の聴力レベルが50デシベル以上のもの

平衡機能障害

級別

３級　平衡機能の極めて著しい障害

５級　平衡機能の著しい障害

音声機能、言語機能又はそしゃく機能の障害

級別

３級　音声機能、言語機能又はそしゃく機能の喪失

４級　音声機能、言語機能又はそしゃく機能の著しい障害

肢体不自由

じょうし

級別

１級　１　両じょうしの機能を全廃したもの

２　両じょうしをしゅ関節以上で欠くもの

２級　１　両じょうしの機能の著しい障害

２　両じょうしのすべての指を欠くもの

３　一じょうしの上腕を２分の１以上で欠くもの

４　一じょうしの機能を全廃したもの

３級　１　両じょうしのおや指及びひとさし指を欠くもの

２　両じょうしのおや指及びひとさし指の機能を全廃したもの

３　一じょうしの機能の著しい障害

４　一じょうしのすべての指を欠くもの

５　一じょうしのすべての指の機能を全廃したもの

４級　１　両じょうしのおや指を欠くもの

２　両じょうしのおや指の機能を全廃したもの

３　一じょうしの肩関節、肘関節又はしゅ関節のうち、いずれか一関節の機能を全廃したもの

４　一じょうしのおや指及びひとさし指を欠くもの

５　一じょうしのおや指及びひとさし指の機能を全廃したもの

６　おや指又はひとさし指を含めて一じょうしの三しを欠くもの

７　おや指又はひとさし指を含めて一じょうしの三しの機能を全廃したもの

８　おや指又はひとさし指を含めて一じょうしの四しの機能の著しい障害

５級　１　両じょうしのおや指の機能の著しい障害

２　一じょうしの肩関節、肘関節又はしゅ関節のうち、いずれか一関節の機能の著しい障害

３　一じょうしのおや指を欠くもの

４　一じょうしのおや指の機能を全廃したもの

５　一じょうしのおや指及びひとさし指の機能の著しい障害

６　おや指又はひとさし指を含めて一じょうしの三しの機能の著しい障害

６級　１　一じょうしのおや指の機能の著しい障害

２　ひとさし指を含めて一じょうしの二しを欠くもの

３　ひとさし指を含めて一じょうしの二しの機能を全廃したもの

７級　１　一じょうしの機能の軽度の障害

２　一じょうしの肩関節、肘関節又はしゅ関節のうち、いずれか一関節の機能の軽度の障害

３　一じょうしのしゅしの機能の軽度の障害

４　ひとさし指を含めて一じょうしの二しの機能の著しい障害

５　一じょうしのなか指、くすり指及び小指を欠くもの

６　一じょうしのなか指、くすり指及び小指の機能を全廃したもの

下肢

級別

１級　１　両下肢の機能を全廃したもの

２　両下肢を大腿の２分の１以上で欠くもの

２級　１　両下肢の機能の著しい障害

２　両下肢を下腿の２分の１以上で欠くもの

３級　１　両下肢をショパーる関節以上で欠くもの

２　一下肢を大腿の２分の１以上で欠くもの

３　一下肢の機能を全廃したもの

４級　１　両下肢のすべての指を欠くもの

２　両下肢のすべての指の機能を全廃したもの

３　一下肢を下腿の２分の１以上で欠くもの

４　一下肢の機能の著しい障害

５　一下肢の股関節又は膝関節の機能を全廃したもの

６　一下肢が健そくに比して10㎝以上又は健そくの長さの10分の１以上短いもの

５級　１　一下肢の股関節又は膝関節の機能の著しい障害

２　一下肢のそく関節の機能を全廃したもの

３　一下肢が健そくに比して５㎝以上又は健そくの長さの15分の１以上短いもの

６級　１　一下肢をリスフラン関節以上で欠くもの

２　一下肢のそく関節の機能の著しい障害

７級　１　両下肢のすべての指の機能の著しい障害

２　一下肢の機能の軽度の障害

３　一下肢の股関節、膝関節又はそく関節のうち、いずれか一関節の機能の軽度の障害

４　一下肢のすべての指を欠くもの

５　一下肢のすべての指の機能を全廃したもの

６　一下肢が健そくに比して３㎝以上又は健そくの長さの20分の１以上短いもの

たいかん

級別

１級　たいかんの機能障害により坐っていることができないもの

２級　１　体かんの機能障害によりざい又は起立位を保つことが困難なもの

２　体かんの機能障害により立ち上がることが困難なもの

３級　体かんの機能障害により歩行が困難なもの

５級　体かんの機能の著しい障害

乳幼児期以前の非しんこう性の脳病変によるのうげんせい運動機能障害

じょうし機能

級別

１級　不随意運動・失調等によりじょうしを使用する日常生活動作がほとんど不可能なもの

２級　不随意運動・失調等によりじょうしを使用する日常生活動作が極度に制限されるもの

３級　不随意運動・失調等によりじょうしを使用する日常生活動作が著しく制限されるもの

４級　不随意運動・失調等によるじょうしの機能障害により社会での日常生活活動が著しく制限されるもの

５級　不随意運動・失調等によるじょうしの機能障害により社会での日常生活活動に支障のあるもの

６級　不随意運動・失調等によりじょうしの機能の劣るもの

７級　じょうしに不随意運動・失調等を有するもの

移動機能

級別

１級　不随意運動・失調等により歩行が不可能なもの

２級　不随意運動・失調等により歩行が極度に制限されるもの

３級　不随意運動・失調等により歩行が家庭内での日常生活活動に制限されるもの

４級　不随意運動・失調等により社会での日常生活活動が著しく制限されるもの

５級　不随意運動・失調等により社会での日常生活活動に支障のあるもの

６級　不随意運動・失調等により移動機能の劣るもの

７級　下肢に不随意運動・失調等を有するもの

内部障害

心臓機能障害

級別

１級　心臓の機能の障害により自己の身辺の日常生活活動が極度に制限されるもの

３級　心臓の機能の障害により家庭内での日常生活活動が著しく制限されるもの

４級　心臓の機能の障害により社会での日常生活活動が著しく制限されるもの

じん臓機能障害

級別

１級　じん臓の機能の障害により自己の身辺の日常生活活動が極度に制限されるもの

３級　じん臓の機能の障害により家庭内での日常生活活動が著しく制限されるもの

４級　じん臓の機能の障害により社会での日常生活活動が著しく制限されるもの

呼吸器機能障害

級別

１級　呼吸器の機能の障害により自己の身辺の日常生活活動が極度に制限されるもの

３級　呼吸器の機能の障害により家庭内での日常生活活動が著しく制限されるもの

４級　呼吸器の機能の障害により社会での日常生活活動が著しく制限されるもの

ぼうこう又は直腸の機能障害

級別

１級　ぼうこう又は直腸の機能の障害により自己の身辺の日常生活活動が極度に制限されるもの

３級　ぼうこう又は直腸の機能の障害により家庭内での日常生活活動が著しく制限されるもの

４級　ぼうこう又は直腸の機能の障害により社会での日常生活活動が著しく制限されるもの

小腸機能障害

級別

１級　小腸の機能の障害により自己の身辺の日常生活活動が極度に制限されるもの

３級　小腸の機能の障害により家庭内での日常生活活動が著しく制限されるもの

４級　小腸の機能の障害により社会での日常生活活動が著しく制限されるもの

ヒト免疫不全ウイルスによる免疫機能障害

級別

１級　ヒト免疫不全ウイルスによる免疫の機能の障害により日常生活がほとんど不可能なもの

２級　ヒト免疫不全ウイルスによる免疫の機能の障害により日常生活が極度に制限されるもの

３級　ヒト免疫不全ウイルスによる免疫の機能の障害により日常生活が著しく制限されるもの（社会での日常生活活動が著しく制限されるものを除く。）

４級　ヒト免疫不全ウイルスによる免疫の機能の障害により社会での日常生活活動が著しく制限されるもの

肝臓機能障害

級別

１級　肝臓の機能の障害により日常生活活動がほとんど不可能なもの

２級　肝臓の機能の障害により日常生活活動が極度に制限されるもの

３級　肝臓の機能の障害により日常生活活動が著しく制限されるもの（社会での日常生活活動が著しく制限されるものを除く。）

４級　肝臓の機能の障害により社会での日常生活活動が著しく制限されるもの

備考

１　同一の等級について２つの重複する障害がある場合は、一級うえの級とします。ただし、２つの重複する障害が特に本表中に指定されているものは、該当等級とする。

２　肢体不自由においては、７級に該当する障害が２つ以上重複する場合は、６級とする。（７級の障害は、１つのみでは手帳の交付対象とならない。）

３　異なる等級について２以上の重複する障害がある場合については、障害の程度を勘案して当該等級よりうえの等級とすることができる。

４　「指を欠くもの」とは、おや指についてはしこつかん関節、その他の指については第一しこつかん関節以上を欠くものをいう。

５　「指の機能障害」とは、ちゅうしゅしせつかんせつ以下の障害をいい、おや指については、対抗運動障害をも含むものとする。

６　じょうし又は下肢欠損の断端の長さは、実用長（上腕においてはえきかより、大腿においては坐骨結節の高さより計測したもの）をもって計測したものをいう。

７　下肢の長さは、ぜんちょうこつきょくより内くるぶし下端までを計測したものをいう。